

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

1 改正事項

各職種の選考方法の見直し、交通技能（電車整備・電気）の受験資格および電車車掌、鉄道営業、電車運転（路面）、交通技能（保線）の年齢要件の見直しに伴う改正

2 改正内容

別紙及び新旧対照表のとおり

3 適用日

令和 7 年 4 月 1 日

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

項 目 該 当 項 番	内 容
別表11 職務分類基 準(Ⅲ)1級 職への採用 選考基準及 び方法	【各職種の選考方法の見直し、交通技能（電車整備・電気）の受験資格および電車車掌、鉄道営業、電車運転（路面）、交通技能（保線）の年齢要件の見直しに伴う改正】 運輸系各職種の人材確保のため、 各職種の 選考方法 について、筆記試験を廃止し、適性検査（能力検査・性格検査）を導入する。 自動車運転（バス）、交通技能（自動車整備）の 選考方法 のうち、クレペリン検査を廃止する。 交通技能（電車整備・電気）の 受験資格 について、学歴要件を撤廃し、義務教育修了以上の者に変更する。 電車車掌、鉄道営業、電車運転（路面）採用選考の 年齢要件 について、30 歳未満を35 歳未満に変更する。 電車運転（路面）採用選考の 年齢要件 について、20 歳以上を18 歳以上に変更する。 交通技能（保線）採用選考の 年齢要件 について、36 歳未満を40 歳未満に変更する。 併せて、所要の規定整備を行う。

項 該 当 項 番	目 番	内 容																																																							
		(現行)																																																							
		現行																																																							
		職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)																																																							
		1 から 17 まで (略)																																																							
		付則 (略)																																																							
		附則																																																							
		1 この一般基準は、 <u>令和6年10月1日</u> から適用する。																																																							
		2 (略)																																																							
		(参考) (略)																																																							
		別表 1 から別表 10 まで (略)																																																							
		別表 11 職務分類基準 (Ⅲ) 1 級職への採用選考基準及び方法																																																							
		<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">職 種</th><th rowspan="2">給 料</th><th colspan="3">選考の基準及び方法</th></tr><tr><th>経歴・資格・免許</th><th>年齢</th><th>方法</th></tr><tr><td rowspan="11">運輸系</td><td rowspan="3">電車運輸</td><td>電車車掌</td><td>交企 (二) 1</td><td>高校卒業以上の者</td><td>18 歳以上 <u>30 歳未満</u></td><td><u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u>、身体検査、面接</td></tr><tr><td>鉄道営業</td><td>交企 (二) 1</td><td>義務教育修了以上の者</td><td>18 歳以上 <u>30 歳未満</u></td><td><u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u>、身体検査、面接</td></tr><tr><td>電車運転 (路面)</td><td>交企 (二) 1</td><td>義務教育修了以上の者</td><td><u>20 歳以上</u> <u>30 歳未満</u></td><td><u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u>、身体検査、面接</td></tr><tr><td>自動車運輸</td><td>自動車運転 (バス)</td><td>交企 (二) の二 1</td><td>義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有するもの</td><td>(略)</td><td><u>筆記、実技、クレペリン検査、適性検査</u>、身体検査、面接</td></tr><tr><td rowspan="4">運輸技術</td><td rowspan="4">交通技能</td><td>保線</td><td>交企 (二) 1</td><td>(略)</td><td>18 歳以上 <u>36 歳未満</u></td><td><u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u>、身体検査、面接</td></tr><tr><td>電車整備</td><td>交企 (二) 1</td><td><u>学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連のある学科を卒業した者</u></td><td>(略)</td><td><u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u>、身体検査、面接</td></tr><tr><td>電気</td><td>交企 (二) 1</td><td><u>学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連のある学科を卒業した者</u></td><td>(略)</td><td><u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u>、身体検査、面接</td></tr><tr><td>自動車整備</td><td>交企 (二) の 二 1</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td><u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u>、身体検査、面接</td></tr></table>	職 種			給 料	選考の基準及び方法			経歴・資格・免許	年齢	方法	運輸系	電車運輸	電車車掌	交企 (二) 1	高校卒業以上の者	18 歳以上 <u>30 歳未満</u>	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接	鉄道営業	交企 (二) 1	義務教育修了以上の者	18 歳以上 <u>30 歳未満</u>	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接	電車運転 (路面)	交企 (二) 1	義務教育修了以上の者	<u>20 歳以上</u> <u>30 歳未満</u>	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接	自動車運輸	自動車運転 (バス)	交企 (二) の二 1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有するもの	(略)	<u>筆記、実技、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接	運輸技術	交通技能	保線	交企 (二) 1	(略)	18 歳以上 <u>36 歳未満</u>	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接	電車整備	交企 (二) 1	<u>学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連のある学科を卒業した者</u>	(略)	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接	電気	交企 (二) 1	<u>学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連のある学科を卒業した者</u>	(略)	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接	自動車整備	交企 (二) の 二 1	(略)	(略)	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接
職 種							給 料	選考の基準及び方法																																																	
			経歴・資格・免許	年齢	方法																																																				
運輸系	電車運輸	電車車掌	交企 (二) 1	高校卒業以上の者	18 歳以上 <u>30 歳未満</u>	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接																																																			
		鉄道営業	交企 (二) 1	義務教育修了以上の者	18 歳以上 <u>30 歳未満</u>	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接																																																			
		電車運転 (路面)	交企 (二) 1	義務教育修了以上の者	<u>20 歳以上</u> <u>30 歳未満</u>	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接																																																			
	自動車運輸	自動車運転 (バス)	交企 (二) の二 1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有するもの	(略)	<u>筆記、実技、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接																																																			
	運輸技術	交通技能	保線	交企 (二) 1	(略)	18 歳以上 <u>36 歳未満</u>	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接																																																		
			電車整備	交企 (二) 1	<u>学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連のある学科を卒業した者</u>	(略)	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接																																																		
			電気	交企 (二) 1	<u>学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連のある学科を卒業した者</u>	(略)	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接																																																		
			自動車整備	交企 (二) の 二 1	(略)	(略)	<u>筆記、クレペリン検査、適性検査</u> 、身体検査、面接																																																		
			別表 12 から別表 27 まで (略)																																																						
																																																									

目 該 当 項 番	内 容																																																					
	(改正案) 改正案 職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定) 1 から 17 まで (現行のとおり) 付則 (現行のとおり) 附則 1 この一般基準は、<u>令和7年4月1日</u>から適用する。 2 (現行のとおり) (参考) (現行のとおり) 別表 1 から別表 10 まで (現行のとおり) 別表 11 職務分類基準 (Ⅲ) 1 級職への採用選考基準及び方法 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">職 種</th><th rowspan="2">給 料</th><th colspan="3">選考の基準及び方法</th></tr><tr><th>経歴・資格・免許</th><th>年齢</th><th>方法</th></tr><tr><td rowspan="8">運輸系</td><td rowspan="3">電車運輸</td><td>電車車掌</td><td>交企 (二) 1</td><td>高校卒業以上の者</td><td>18 歳以上 <u>35</u> 歳未満</td><td><u>適性検査</u>、クレペリン検査、身体検査、面接</td></tr><tr><td>鉄道営業</td><td>交企 (二) 1</td><td>義務教育修了以上の者</td><td>18 歳以上 <u>35</u> 歳未満</td><td><u>適性検査</u>、クレペリン検査、身体検査、面接</td></tr><tr><td>電車運転 (路面)</td><td>交企 (二) 1</td><td>義務教育修了以上の者</td><td><u>18</u> 歳以上 <u>35</u> 歳未満</td><td><u>適性検査</u>、クレペリン検査、身体検査、面接</td></tr><tr><td>自動車運輸</td><td>自動車運転 (バス)</td><td>交企 (二) の二 1</td><td>義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有するもの</td><td>(現行のとおり)</td><td><u>適性検査</u>、実技、身体検査、面接</td></tr><tr><td rowspan="4">運輸技術 交通技能</td><td>保線</td><td>交企 (二) 1</td><td>(現行のとおり)</td><td>18 歳以上 <u>40</u> 歳未満</td><td><u>適性検査</u>、クレペリン検査、身体検査、面接</td></tr><tr><td>電車整備</td><td>交企 (二) 1</td><td><u>義務教育修了以上の者</u></td><td>(現行のとおり)</td><td><u>適性検査</u>、クレペリン検査、身体検査、面接</td></tr><tr><td>電気</td><td>交企 (二) 1</td><td><u>義務教育修了以上の者</u></td><td>(現行のとおり)</td><td><u>適性検査</u>、クレペリン検査、身体検査、面接</td></tr><tr><td>自動車整備</td><td>交企 (二) の二 1</td><td>(現行のとおり)</td><td>(現行のとおり)</td><td><u>適性検査</u>、身体検査、面接</td></tr></table> 別表 12 から別表 27 まで (現行のとおり)	職 種		給 料	選考の基準及び方法			経歴・資格・免許	年齢	方法	運輸系	電車運輸	電車車掌	交企 (二) 1	高校卒業以上の者	18 歳以上 <u>35</u> 歳未満	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接	鉄道営業	交企 (二) 1	義務教育修了以上の者	18 歳以上 <u>35</u> 歳未満	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接	電車運転 (路面)	交企 (二) 1	義務教育修了以上の者	<u>18</u> 歳以上 <u>35</u> 歳未満	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接	自動車運輸	自動車運転 (バス)	交企 (二) の二 1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有するもの	(現行のとおり)	<u>適性検査</u> 、実技、身体検査、面接	運輸技術 交通技能	保線	交企 (二) 1	(現行のとおり)	18 歳以上 <u>40</u> 歳未満	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接	電車整備	交企 (二) 1	<u>義務教育修了以上の者</u>	(現行のとおり)	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接	電気	交企 (二) 1	<u>義務教育修了以上の者</u>	(現行のとおり)	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接	自動車整備	交企 (二) の二 1	(現行のとおり)	(現行のとおり)	<u>適性検査</u> 、身体検査、面接
職 種					給 料	選考の基準及び方法																																																
		経歴・資格・免許	年齢	方法																																																		
運輸系	電車運輸	電車車掌	交企 (二) 1	高校卒業以上の者	18 歳以上 <u>35</u> 歳未満	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接																																																
		鉄道営業	交企 (二) 1	義務教育修了以上の者	18 歳以上 <u>35</u> 歳未満	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接																																																
		電車運転 (路面)	交企 (二) 1	義務教育修了以上の者	<u>18</u> 歳以上 <u>35</u> 歳未満	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接																																																
	自動車運輸	自動車運転 (バス)	交企 (二) の二 1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有するもの	(現行のとおり)	<u>適性検査</u> 、実技、身体検査、面接																																																
	運輸技術 交通技能	保線	交企 (二) 1	(現行のとおり)	18 歳以上 <u>40</u> 歳未満	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接																																																
		電車整備	交企 (二) 1	<u>義務教育修了以上の者</u>	(現行のとおり)	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接																																																
		電気	交企 (二) 1	<u>義務教育修了以上の者</u>	(現行のとおり)	<u>適性検査</u> 、クレペリン検査、身体検査、面接																																																
		自動車整備	交企 (二) の二 1	(現行のとおり)	(現行のとおり)	<u>適性検査</u> 、身体検査、面接																																																
附則	この一般基準は、令和7年4月1日から適用する。																																																					

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」新旧対照表（抄）

改正案

職員の採用・昇任等に関する一般基準

(昭和61年3月26日 決定)

1から17まで (現行のとおり)

付則 (現行のとおり)

附則

1 この一般基準は、令和7年4月1日から適用する。

2 (現行のとおり)

(参考) (現行のとおり)

別表1から別表10まで (現行のとおり)

別表11 職務分類基準(Ⅲ) 1級職への採用選考基準及び方法

職 種			給 料	選考の基準及び方法		
				経歴・資格・免許	年齢	方法
運輸系	電車運輸	電車車掌	交企(二)1	高校卒業以上の者	18歳以上 35歳未満	適性検査、クレペリン検査、身体検査、面接
		鉄道営業	交企(二)1	義務教育修了以上の者	18歳以上 35歳未満	適性検査、クレペリン検査、身体検査、面接
		電車運転(路面)	交企(二)1	義務教育修了以上の者	18歳以上 35歳未満	適性検査、クレペリン検査、身体検査、面接
	自動車運輸	自動車運転(バス)	交企(二)の二1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有するもの	(現行のとおり)	適性検査、実技、身体検査、面接
	運輸技術	交通技能	保線	(現行のとおり)	18歳以上 40歳未満	適性検査、クレペリン検査、身体検査、面接
			電車整備	義務教育修了以上の者	(現行のとおり)	適性検査、クレペリン検査、身体検査、面接
			電気	義務教育修了以上の者	(現行のとおり)	適性検査、クレペリン検査、身体検査、面接
			自動車整備	(現行のとおり)	(現行のとおり)	適性検査、身体検査、面接

別表12から別表27まで (現行のとおり)

現行

職員の採用・昇任等に関する一般基準

(昭和61年3月26日 決定)

1から17まで (略)

付則 (略)

附則

1 この一般基準は、令和6年10月1日から適用する。

2 (略)

(参考) (略)

別表1から別表10まで (略)

別表11 職務分類基準(Ⅲ) 1級職への採用選考基準及び方法

職 種			給 料	選考の基準及び方法		
				経歴・資格・免許	年齢	方法
運輸系	電車運輸	電車車掌	交企(二)1	高校卒業以上の者	18歳以上 30歳未満	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接
		鉄道営業	交企(二)1	義務教育修了以上の者	18歳以上 30歳未満	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接
		電車運転(路面)	交企(二)1	義務教育修了以上の者	20歳以上 30歳未満	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接
	自動車運輸	自動車運転(バス)	交企(二)の二1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有するもの	(略)	筆記、実技、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接
	運輸技術	交通技能	保線	(略)	18歳以上 36歳未満	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接
			電車整備	学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連のある学科を卒業した者	(略)	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接
			電気	学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連のある学科を卒業した者	(略)	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接
			自動車整備	(略)	(略)	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接

別表12から別表27まで (略)

6交職第2369号

令和7年2月7日

東京都人事委員会 殿

東京都交通局長

久 我 英 男

(公印省略)

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の改正について（申請）

このことについて、下記のとおり標記基準の改正を申請いたします。

記

1 改正理由

職務分類基準（Ⅲ）（運輸系）の選考の基準及び方法について、人材確保のため経歴要件を変更する。

2 適用日

令和7年4月1日

3 改正内容（詳細は別添のとおり）

- （1）全職種の選考方法の「筆記」を廃止し、「適性検査」に統合する。また、「適性検査」の記載順序を変更する。
- （2）電車運輸（電車車掌、鉄道営業及び路面運転）の選考基準（年齢）を「18歳以上35歳未満」に改正する。
- （3）自動車運輸（自動車運転（バス））及び交通技能（自動車整備）の選考方法の「クレペリン検査」を廃止する。
- （4）交通技能（保線）の選考基準（年齢）を「18歳以上40歳未満」に改正する。
- （5）交通技能（電車整備及び電気）の選考基準（経歴・資格・免許）を「義務教育修了以上の者」に改正する。